

看護学教育評価システム

The Pathway to Excellence of Nursing Education

一般財団法人 日本看護学教育評価機構

JABNE : Japan Accreditation Board for Nursing Education

一般財団法人 日本看護学教育評価機構設立にあたって

一般社団法人 日本看護系大学協議会
代表理事 上泉 和子

一般社団法人日本看護系大学協議会（以下 JANPU）は、日本の高等教育機関における看護学教育の質を保証するため、自己評価に基づく看護学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実と向上を図ることを通し、国民の保健医療福祉に貢献することを目的として、独立した第三者機関の設立を進めてまいりました。

先般、日本看護学教育評価機構の登記が完了し、2018年10月15日付で、一般財団法人日本看護学教育評価機構（Japan Accreditation Board for Nursing Education: JABNE）が設立したことをここに報告します。本機構設立にあたり、ご支援、ご協力くださいました多くの皆さまに、この場をお借りしてご報告するとともに、心よりお礼申し上げます。

さて、JANPUの会員校は、2018年4月現在、265大学、277課程となりました。わが国の大学の3つに1つは看護系の学部等があるということになります。看護系大学わずか30年の間に25倍になったことになり、大学教育化による教育・研究・地域貢献へと多大なる貢献の成果が出ているところですが、今後ともますます、大学における看護学教育を推進していくことの決意を新たにした次第です。

JANPUにおける教育の分野別評価実施への取り組みは2002年から始まっていますが、自己評価とピアレビューに基づく評価をスタートするということは、看護学分野の教育を自ら振り返り、より高みを目指すという、私たち自身の決意であり、覚悟でもあります。

看護はますます、グローバル化、先端研究への取り組み、そして人々の健康への貢献の可視化が問われ、期待されてまいります。人々の健康と安寧の未来をリードする看護であらねばならないと思います。本機構による看護学教育評価プログラムは、そうした将来を見据え、期待を実現していく基盤を構築していくことに繋がります。

今後、分野別評価への期待は高まる一方と思います。本機構はようやくスタートラインに立ったばかりですが、看護学教育の質向上が国民の保健医療福祉に貢献することを示していくために、本取り組みを継続していくことに今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

看護学教育評価の開始に際して

一般財団法人 日本看護学教育評価機構
代表理事 高田 早苗

この冊子の目的は、設立目的であり主要事業となる看護学教育評価の開始にあたり、ご協力いただいた皆様、とりわけ JANPU 会員校の皆さまに、看護学の分野別評価について、ご案内することにあります。掲載内容は、日本看護学教育評価機構設立準備委員会で検討を進めてきたものであり、本日発足する機構理事会、各委員会等でさらに検討を加えていく予定です。

1. 看護学分野別評価とは

分野別評価の独自の点、特色は、看護学教育カリキュラムやシラバス、教育・学習方法、学習成果の適切性、教員の教授力など実際の教育活動に焦点があることです。これは、大学の組織・管理運営や施設・設備等を重視する機関別評価とは異なる点です。機関別評価と共通しているのは、受審する看護系大学・学部等の自己点検・自己評価報告書に基づき、書面評価、実地調査で評価を進めるプロセス、評価に携わる評価チームは看護系大学の教員等で構成すること、すなわちピアレビューであることなどです。

2. その意義と必要性

* 教育の質向上に必須

学位を授与する高等教育、とりわけ専門職教育の意味合いが強い分野では、学習成果を重視する方向でグローバル化が進んでいます。このグローバル化の流れの中では、分野別評価による教育の質保証は、必須要件とも言えます。

受審大学・学部にとっては、建学の精神、教育理念等が、実際の教育活動にどう反映され、学生・卒業生に期待される特性につながるのか、を俯瞰的に検討する機会です。このように、分野別評価は自分たちの手で看護学教育を充実・発展させる起爆剤となります。

* 評価プロセスで期待できる教職員の成長

日頃の教育活動を評価するプロセスを通して、教員・職員・学生がそれぞれ責務を認識する機会となり、より自発的に継続的な質改善に取り組むことにつながります。さらに、評価チームの一員、ピアレビューアールとして、他大学の評価に参加する機会は、看護学教育の諸側面についての新たな視点をもたらしたり、自大学のあり方を振り返ることにつながったりするなど、双方にとって成長の機会となることが期待できます。

* 分野別評価の認証は社会へのアピールとなる

分野別評価は、看護学という学問を社会に周知する有効な手立てです。受審校にとっては、分野別評価での認証は、質保証の証左として受験生や保護者、就職先等を含む社会へのアピールとなります。

3. 本気度が問われる看護系大学・学部

看護系大学は右肩上がり急速に数を増してきたこともあり、質保証についての取り組みは必ずしも十分とは言えませんでした。社会の変化、保健医療制度の改革、大学改革が進むなかで、自律して考え行動する有為な看護人材の育成という使命を果たしていくには、看護系大学・学部が一致して、自ら質の保証に取り組み、公正かつ適正な評価を行い、社会に公表することが重要になります。

目 次

I. 本機構について	1
II. 実施要綱	2
1. 分野別評価の目的と必要性	2
2. 基本的な方針	2
3. 大学における看護学教育課程の評価基準（案）	2
4. 評価の実施	5
1) 実施体制	5
2) 評価の方法	5
5. 評価費用	5
6. 評価スケジュール	6
7. 評価基準（案）	7
III. 一般財団法人日本看護学教育評価機構について	15
1. 定款	15
2. 会員規程（案）、入会申請書	28
3. 評議員・役員	31
4. 組織図	32

I. 本機構について

本機構は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下 JANPU）を設立者とする一般財団法人として発足しました。JANPU が 2014 年から 2016 年の 3 年間に積み立てた 3,000 万円を原資としています。設立者は日本のすべての看護系大学が加盟している JANPU ですが、評価の公正さ、社会への責任の観点から、本機構は独立した組織として設立され、事業の遂行にあたることが求められているという認識が、JANPU 理事会、会員校の皆さまに広く共有され、設立に至っています。

一般財団法人においても、定款に定められている目的、事業の遂行に理事会が責任を持つことは社団法人と変わりはありません。異なるのは、財団法人に社員や社員総会の定めはなく、これに代わるものとして評議員会をおくことです。本機構の設立にあたっては、財団法人の特性を念頭に置き、準備を進めてまいりました。本機構の定款、組織、発足時の役員等につきましては、III で述べることにいたします。

一般財団法人日本看護学教育評価機構の目的・事業

目的：日本の大学における看護学教育の質を保証するために、看護学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実と向上を図ることを通して、国民の保健医療福祉に貢献すること

事業：

- (1) 看護学教育プログラムの評価事業
- (2) 看護学教育プログラムの評価基準の作成及び改訂
- (3) 看護学教育プログラムの充実・向上に関する支援事業
- (4) 看護学教育プログラムの充実・向上に関する調査研究
- (5) 看護学教育評価に関する広報活動
- (6) 関連諸団体との連携事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

II. 実施要綱

1. 分野別評価の目的と必要性

分野別認証評価は、各大学の看護学教育プログラムを本機構の評価基準に照らして評価し、適合しているプログラムを認証するものです。機関別認証評価が大学の組織全体の認証であるのに対し、看護学の分野別評価は、看護学の教育課程や教授・学習方法、成果、教育課程に対する自己評価と組織的改善等に特化して行います。

各大学において機関別認証評価を受けられた後、この専門分野別評価を受けることで、大学としても、また看護学教育プログラムに関しても、一定の水準を保つ大学であることが認められることとなります。

我が国の看護学教育は、看護学の単科大学、総合大学の看護学部、医学部等の看護学科、あるいは保健学科等の看護学専攻、また短期大学など、大学の組織としては様々なレベルで実施されています。機関別認証評価の際に、看護学教育の内容に踏み込んだ評価がなされている場合もある一方、ほとんど触れられない場合もある現状です。学部、学科、専攻のいずれであっても、一定の水準以上の教育がなされていることを確認するのは、ひとえに各大学の責任ですが、受験生を含め、国民に対して、看護学教育界が一致して教育の質を保証していくことは、国民から看護学人材を輩出する大学の役割を信頼して、認められ続けるのに必要だと考えています。

分野別評価は、看護学教育の水準を保ち、さらに良い教育を進めていくための、看護学教育者によるピアレビューです。評価の過程を通して、互いに看護学教育を考え、その質の維持・向上を考える機会になるところにも、大きな意義があります。

2. 基本的な方針

- ① 受審大学の自己点検・評価に基づいて、評価を行います。
- ② 評価は原則として本機構の正会員の機関に所属する教員間での、ピアレビューとします。
- ③ 本機構の定める評価基準に照らして、基準に達しているかどうかを評価します。
- ④ 評価の過程で双方向の意思疎通を図ります。
- ⑤ 機関別評価結果を参考にします。
- ⑥ 認証を受けた大学、学部等を、公表します。

3. 大学における看護学教育課程の評価基準（案）

この評価基準（案）は、日本看護学教育評価機構設立準備委員会が作成したものです。今後、機構において再検討され、改編されることがありますので、お含みおきください。

評価の考え方

看護学専門分野の評価は、より良い看護学教育の構築を目指して、各大学の自己点検・評価に基づき、看護学に特化した教育プログラムについて評価するものである。評価は機関別評価における基準・観点を踏まえるが、機関別評価で必ずしも審査されない看護学教育の教育課程とその背景、実施に当たって必要な点に絞る。

評価基準は、「1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み」、「2. 教育課程における教育・学習活動」、「3. 教育課程の評価と改革」、「4. 入学者選抜」である。4基準のもとに、

各基準を構成する 14 の評価項目および 90 の評価の観点を設定している。評価の観点には、基本となる観点と 13 の推奨する観点(以下、推奨とする)がある。

適合度は水準 S、A、B、C の 4 段階とし、S から B を適合とする。適合度は評価項目ごとに自己評価の上、評価チームが判定し、すべてが水準 B 以上の場合「適合」とする。

最終的適合度の判定は以下の水準によって行う。

水準 S：推奨する観点が複数該当し、他大学のモデルとなる水準

水準 A：基本となる観点の全てを満たしている水準

水準 B：基本となる観点の 7 割以上 10 割未満を満たしている水準

水準 C：満たしている観点が基本となる観点の 7 割未満の水準

評価基準と評価項目

1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み

当該大学の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシーと一貫した、看護学学士課程の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき当該大学独自の教育課程の枠組みができていていること。

- 1-1. 看護学学士課程の教育理念・教育目標
- 1-2. 看護学学士課程のディプロマ・ポリシー
- 1-3. 看護学学士課程のカリキュラム・ポリシーと教育課程の枠組み
- 1-4. 看護学学士課程の意思決定

2. 教育課程における教育・学習活動

教育課程の枠組みに沿った教科目が配置され、その内容、担当する教員、教育方法が適切であり、学生が自ら学習できる環境が整っていること。

- 2-1. 教育内容と目標・評価方法
- 2-2. 教員組織と教員の能力の確保
- 2-3. 教育方法：学生が主体的に学ぶための種々の工夫
- 2-4. 臨地実習
- 2-5. 教育課程展開に必要な経費

3. 教育課程の評価と改革

各教科目及び教育課程に対する評価を組織的に調査し、評価結果に基づき継続的に改善する体制が整っており、改善・改革が実施されていること。

- 3-1. 科目評価・カリキュラム評価と改善
- 3-2. 卒業状況からの評価
- 3-3. 雇用者・卒業生からの評価と改善

4. 入学者選抜

看護学学士課程の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシーに賛同して学修を希望する入学生を獲得するために、アドミッション・ポリシーを明示し、それに合った入学者選抜を行っている

ること。

4-1. 看護学学士課程のアドミッション・ポリシー

4-2. 看護学学士課程の入学試験とその改善

<用語集>

教育プログラム：

教育目標を達成するために、体系的に編成された教科課程（授業科目とその配置）、教育方法、学修成果の評価方法、教職員の配置、教材の整備、教室等の学修環境計画の総称。

教育課程（カリキュラム）：

教育目標を達成するために、単位化された教科目による教育内容と学習支援を総合的に計画したものの。

注：教育課程（カリキュラム）は、教育目標を達成するための、教科目によらない学習活動も含めた意味で用いられることもあるが、本評価基準においては、上記の定義とする。

課程：一定期間に配置され、習得しなければならない一定範囲の学習内容。（例：教職課程）

教育理念（ミッション）：

どういう人材の育成を行い、それによってどのように社会に役立とうとしているのか、その大学・学部・教育プログラムの使命。

教育目標：

どういう能力を持った人材を育成するか、教育理念を具体化したもの。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）：

卒業・修了までに学生が身につける能力と、その能力を獲得したことを何によって判断するか、の考えを示し、学生が学修成果の目標とするもの。教育目標との整合性が求められる。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）：

ディプロマ・ポリシー（DP）を満たす人材の育成のために、どのような教科目を編成するか、どのような教育内容、教育学修方法で行うか、どのように到達度を評価するかの考え方。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）：

DPに挙げる能力獲得とそのプロセスの教育課程の学修にふさわしい者として、どのような資質、能力、関心、態度を求めるかについての考え方。入学者選抜方法を構築する基本となる考え方。

4. 評価の実施

1) 実施体制

- *評価委員会は、ピアレビューに基づいた分野別評価を実施するために、全国を7ブロックの地域に分け、各ブロックごとに評価チームを設ける。
- *評価チームは、原則として1チーム3名の評価実施員で構成され、分野別評価を受ける看護学部等ごとに一つの評価チームを編成する。
- *評価実施員は、評価基準に基づいて公正かつ適切に評価を行えるようになるために評価者研修を受けなければならない。
- *評価実施員は、評価委員会委員長が推薦し、評価委員会において選任される。
- *受審校は、当該受審校が立地するブロックで分野別評価を受けることができる。
- *評価チームは、評価結果を評価委員会に報告し、評価委員会は評価報告書の原案を作成して、総合評価部会において確定する。
- *受審した看護学部等は、評価報告書に対して異議申し立てができる。

2) 評価の方法

評価は次の2段階で実施されます。

(1) 大学・学部等による自己点検・評価（報告書作成）

受審する大学は、別に示す評価基準に沿って、自大学の看護学教育プログラム及び教育活動を自己点検・評価し、報告書を作成する。点検評価の進め方、報告書作成についての詳細は、本機構が作成する「看護学教育評価ハンドブック」に示す。

(2) 機構による評価

受審大学の自己点検・評価報告書に基づき、担当する評価チームが添付される根拠資料等に照合するなどして書面評価を行う。その後、書面評価をもとに教職員、学生に話を聞く、確認するために訪問調査を実施する。書面評価、訪問調査の結果に基づき、評価結果報告書案を作成する。

(3) 受審大学の意見申し立ての機会

評価報告書案の段階で、受審大学はその内容に意見を申し立てる機会がある。

(4) 評価結果の確定・公表

申し立て内容の確認、修正等の後、部会での調整・確認、理事会承認等を経て、評価結果が確定され、受審大学に通知され、公表される。評価結果は、「適合」、「不適合」で示される。なお、別に定める判定基準に従って、「保留」となる場合もある。

5. 評価費用

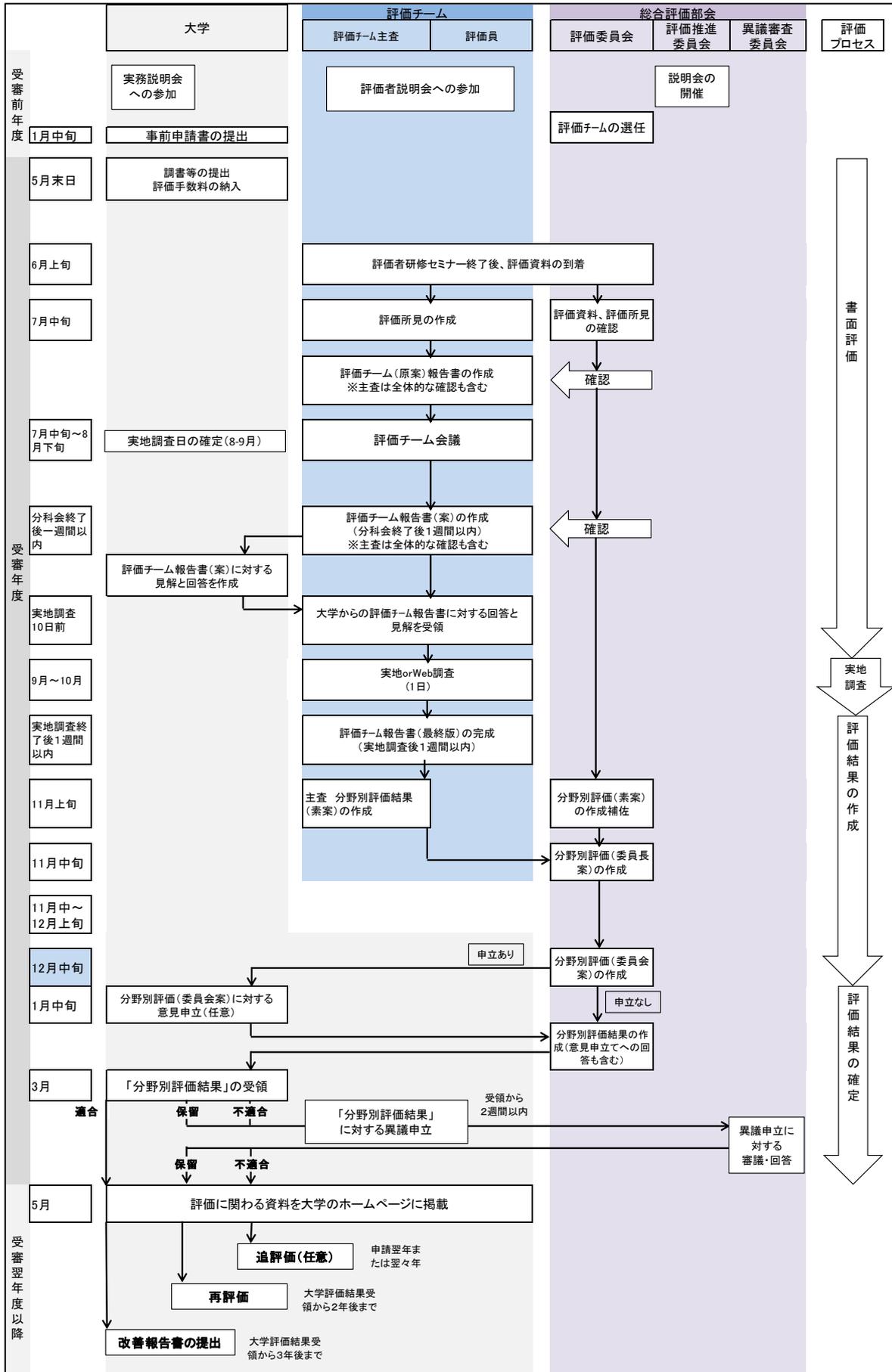
評価を受けるには、本機構の会員になることが基本要件となります。

会員年会費 10万円

受審料 150万円

6. 評価スケジュール

評価スケジュールの概要は以下の表のとおりです。縦は受審年度を中心とする時系列、横は、受審する大学を左側の欄に、担当する評価チームを中央の欄に、機構総合評価部会を右側の欄に示し、矢印で関連を示しています。



7. 評価基準 (案)

評価基準 1：看護学部（学科、専攻を含む）の教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み

評価基準	当該大学の教育理念・教育目標、専攻を含む）の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー	当該大学の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、カリキュラム・ポリシー
評価項目	評価の観点	根拠資料
1-1. 看護学学士課程の教育理念・教育目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育理念は、学部の場合には所属する大学の設置の趣旨や建学の精神、学科専攻の場合にはさらに学部の設置の趣旨と合致している。 2. 教育目標は、教育理念を具体化している。 3. 教育目標は、設置主体や所属地域の保健医療ニーズを考慮している。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 当該学士課程が、観点 1, 2, 3 を満たしていることを説明した記述。1 ページ以内。 <ul style="list-style-type: none"> ・定款、寄付行為 ・学則 ・大学案内 ・学生便覧 ・ホームページ
1-2. 看護学学士課程のディプロマ・ポリシー	<ol style="list-style-type: none"> 4. ディプロマ・ポリシーは教育目標と整合性がある。 5. ディプロマ・ポリシーは卒業時に獲得している能力を明示している。 6. ディプロマ・ポリシーに能力の獲得の判断指標が明記されている。(推奨) 7. 当該教育課程を修めることにより付与できる資格等が示されている。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 当該学士課程について、観点 4 を説明できる資料。 2) 観点 5, 6, 7 について明示されている大学の出版物等のリスト。
1-3. 看護学学士課程のカリキュラム・ポリシーと教育課程の枠組み	<ol style="list-style-type: none"> 8. カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを反映している。 9. 教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて体系的に構成されている。 10. カリキュラムマップが提示されている。(推奨) 11. 教育課程は、法令の要件を満たし、学協会等の報告等を検討したうえで構成されている。 12. 専門関連科目と専門科目の連携が図られている。 13. 専門科目は看護学の基礎を効果的に教授する科目構成となっている。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 教育課程について、観点 8, 9, 11, 12, 13, 14, 15 を満たしていることを説明した資料。資料だけで不足の場合は説明の記述。記述の場合 1 ページ以内。

評価項目	評価の観点	根拠資料
<p>1-4. 看護学学士課程の意思決定</p>	<p>14. 科目の学年配置、あるいは前提科目等が適切である。</p> <p>15. 高大連携や初年次教育を意識し、大学で学ぶための心構えを作る工夫がされている。</p> <p>16. 看護学教育プログラムを統括する上位の決定権のある会議へ議題を提出できる。</p> <p>17. 看護学教育の責任者の選考基準が明確である。</p>	<p>1) 観点 16 について、組織図等での説明の記述。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織図 ・看護学教育課程の責任者の選出方法の規定等。

評価基準 2：教育課程における教育・学習活動

評価基準	教育課程の枠組みに沿った教科目が配置され、その内容、担当する教員、教育方法が適切であり、学生が自ら学習できる環境が整っていること。	
評価項目	評価の観点	根拠資料
2-1. 教育内容と目標・評価方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各科目担当者はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育内容を構成している。 2. 時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容である。 3. 各科目の到達レベルが明示されている。 4. 各科目の到達度を測る評価方法（評価の観点）が明示されている。 5. 評価者が明示されている。 6. 成績評定基準が明確に定義され、周知されている。 7. 評価は学生にフィードバックされ、次の学習活動につなげられている。 8. 学生の評価への疑問・不服等を把握できる体制がある。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 各科目が3ポリシーに基づいて計画し、評価・改善が図られていることを説明する資料1枚以内。各取り組みが、観点の何番に該当するかを明示すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・履修要項 ・カリキュラムマップ ・シラバス ・実習要項 ・授業評価システムに関する資料 ・学生へのフィードバックに関する資料 ・コース・ポートフォリオ
2-2. 教員組織と教員の能力の確保	<ol style="list-style-type: none"> 9. 教員組織は教育課程を展開するために適切な職位別構成である。 10. 教員編成に基づき教員数が確保されている。（教員一人当たりの学生数が JANPU の実態調査の設置主体別の平均値となることを基準とする） 11. 教員採用・昇任の基本方針、基準が明確である。 12. 新任教員育成や教員間のピアサポート等を実施している。 13. 教員の教育能力の向上に組織的に取り組んでいる。 14. 組織として教員の看護実践活動を支援している。 15. 教員は教育研究のために、適切なフィールドで活動をしている。（推奨） 16. 教員の研究能力の向上と研究の支援に組織的に取り組んでいる。 17. 研究時間の確保に組織的に取り組んでいる。（推奨） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員現況 ・教員採用・昇格規程 ・教職員役割規程 ・FDの規定や実施状況 ・教員の研究費獲得状況 ・研究支援に関する規定や部門、ハード面/ソフト面での研究環境 ・教員の看護実践活動や社会貢献に関する記録 ・教員の能力開発や社会貢献活動を支援する取組に関する説明資料1枚以内

評価項目	評価の観点	根拠資料
<p>2-3. 教育方法：学生が主体的に学ぶための種々の工夫</p>	<p>18. 教員は、当該教育課程の教育や人材育成の充実・発展を支える看護学の研究を実施している。</p> <p>19. 教員は研究結果を教育に生かしている。</p> <p>20. 社会貢献を組織的にを行い、教員が適切な活動を行っている。</p> <p>21. 到達目標を達成するための教育方法がとられている。</p> <p>22. 学習活動のプロセス評価がなされている。</p> <p>23. 教育目標に対する学習の到達状況について、学生が継続的に自己評価できる体制が整えられている。</p> <p>24. 教育方法にあった教室が準備されている（講義室・演習室・実習室・視聴覚教室等）</p> <p>25. 学生数に対応した自己学習室やグループ討議のできる施設がある。</p> <p>26. 実習用モデルや e-learning 教材、IT 機器などが学生数や教育方法からみて十分整っている。</p> <p>27. 機器・備品の更新が適切に行われている。</p> <p>28. 看護実習室の運用に関する方針が規定され、教員や学生に周知されている。</p> <p>29. 看護実習室での医療安全管理対策ができています。</p> <p>30. 看護実習室での自主学習を支援する体制ができています。（自主学習を支援する専任職員が週 4 日以上配置されている。(推奨)）</p> <p>31. 図書館には学習に必要な医療保健看護関連の文献・資料が揃っている。</p> <p>32. 可書は自主学習を支援する機能を果たしている。</p> <p>33. 講義科目と実習科目は内容が連動している。</p> <p>34. 臨地実習を行うに適した施設が大学の責任において確保されている。</p> <p>35. 臨地実習施設に実習に必要な設備が整備されている。</p>	<p>根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シラバス ・コース・ポートフォリオ ・学生のポートフォリオ ・学生の満足度 ・実習室に関する規定 ・シミュレーション教育に必要な機材や環境 ・図書館蔵書数 ・司書の人数、図書館の開館時間、利用の手引き等 ・学生の主体的学修を促進するための取り組みに関する説明資料 1 枚。 <ul style="list-style-type: none"> ・実習要項 ・シラバス、実習要項、カリキュラムツリー等
<p>2-4. 臨地実習</p>		

評価項目	評価の観点	根拠資料
	<p>36. 臨地実習施設に図書・物品などが整備されている。</p> <p>37. 実習の展開に適切な数の教員が配置されている。</p> <p>38. 教員の実習指導能力の向上を図る仕組みがある。(推奨)</p> <p>39. 臨床教員等の任用基準が明確である。(推奨)</p> <p>40. 大学教員と臨床教員等の役割分担を明確にし、協働している。(推奨)</p> <p>41. 実習指導者連絡会等が機能的・組織的に行われている。</p> <p>42. 保健センター等により組織的に、医療人としての感染症対策、感染症暴露に関する予防策、集団感染予防対策がとられている。</p> <p>43. 実習時に発生した傷害・損害への対策が明示され、学生・教職員、実習場関係者に周知している。</p> <p>44. 個人情報保護の保護と保全対策が周知され、確実に実施されている。</p> <p>45. 実習におけるハラスメント予防の取り組みと発生時の対応が定められ、周知されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実習指導者に関する規程 ・臨床教員に関する規程 ・役割分担申合せ等 ・連絡会等の規程（あるいは説明）、議事録 ・事故発生時マニュアル ・感染予防に関する規定、感染症予防マニュアル等 ・保険 ・情報管理を含む安全管理マニュアル ・ハラスメント予防や発生時の対応に関する規定等 ・ハラスメント事案
<p>2-5. 教育課程 展開に必要な経費</p>	<p>46. 当該教育課程の教学に必要な予算編成は適切に位置づけられている。</p> <p>47. 設置主体の予算決定に当該教育課程の責任者が適正に関与している。</p> <p>48. 当該教育課程の責任者は教学に必要な予算執行ができる。</p> <p>49. 教員は教育・研究に必要な予算の執行ができる。</p> <p>50. 教育能力開発のために使用できる経費が予算化されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算を決める委員会規約、組織図等 ・予算・決算 ・研究費とその使用状況

評価基準 3 : 教育課程の評価と改善

評価基準	各教科目及び教育課程に対する評価を組織的に調査し、評価結果に基づき継続的に改善する体制が整っており、改善・改革が実施されていること。	
評価項目	評価の観点	根拠資料
3-1. 科目評価・カリキュラム評価と改善	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各授業科目の成果が、教育課程の目標、ディプロマ・ポリシーの達成を反映していることを確認する体制がある。 2. 教員間で科目間の関連性を確認し、成果を評価する体制がある。 3. 授業内容や教育方法について学生による満足度評価を組織的に行っている。 4. 科目に対する学生からの評価（授業評価等）を組織的に行っている。 5. 教員からの教育課程に関する評価データを定期的に収集している。 6. 科目評価（授業評価）の結果を公表している。 7. 評価データを教育課程の改善に活用する方策が明示されている。 8. 評価データを用いて教育課程の改善を継続的に実施している。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 学部・学科単位で組織的に行っている科目評価及びカリキュラム評価の取り組みの記述。その取り組みが、観点の何番に該当するかを明示し、各取り組みを1ページ以内に記述。

評価項目	評価の観点	根拠資料
3-2. 卒業状況からの評価	<p>9. 卒業時到達レベルの評価が組織的になされている。</p> <p>10. 入学年次別の卒業率、留年、休学、退学者数などの分析が組織的になされている。</p> <p>11. 分析に基づき、学習支援に必要な対策がなされている。</p> <p>12. 卒業後の看護職の免許取得率が当該学部・学科等が定めた目標値に対して適切である。</p> <p>13. 免許未取得者がいる場合、その者への支援がされ、教育改善が検討されている。</p> <p>14. 学生の進路は教育理念と一致している。</p>	<p>1) 過去5年間の毎年度のデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業率、留年、休学、退学数 ・国家試験合格率 ・卒業生の就職先・職種 <p>2) 組織的に留年、休学、退学、国家試験不合格者に関して原因を分析し、学習支援や教育改善を検討、実施している取り組みを記述。観点の何番に該当するかを明示し、各取り組みについて1ページ以内に記述。</p> <p>3) 卒業生の就職先や職種のデータから、学生の進路が当該教育課程の教育理念と一致しているかどうかの分析と課題があればその記述。</p>
3-3. 雇用者・卒業生からの評価と改善	<p>15. 卒業生の教育プログラムに対する満足度調査、卒業後の動向調査をしている。</p> <p>16. 卒業生の雇用先からの卒業生に対する評価を調査している。(推奨)</p> <p>17. 卒業生の雇用先から、教育プログラムの社会への貢献度の評価を受ける体制がある。(推奨)</p> <p>18. 卒業生や雇用者からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。(推奨)</p>	<p>1) 過去5年間に行った調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業生の満足度調査 ・卒業生の動向調査結果 ・雇用先からの評価 <p>2) 組織的な卒業生や雇用先からの意見聴取の方法と、その結果を教育課程の改善に生かすための取り組みや具体例を記述。観点の何番に該当するかを明示し、各取り組みについて1ページ以内にまとめる。</p>

評価基準 4：入学者選抜

評価基準	看護学士課程の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシーに賛同して学修を希望する入学者を獲得するために、アドミッション・ポリシーを明示し、それに合った入学者選抜を行っていること。	
評価項目	評価の観点	根拠資料
4-1. 看護学学士課程のアドミッション・ポリシー	<ol style="list-style-type: none"> 1. ディプロマ・ポリシーと整合性のあるアドミッション・ポリシーが明示されている。 2. アドミッション・ポリシーは高校生、高等学校教諭、保護者に分かる言葉で示されている。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 入学者選抜試験の募集要項、ホームページにおける記述内容 <ul style="list-style-type: none"> ・アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと一貫性があり、入学者受け入れの基本的な方針、受け入れる学生に求めるもの(能力、態度)が明らかに記述され公表されているか。 ・アドミッション・ポリシーは高校生、高等学校教諭、保護者に分かる言葉で記述されているか。
4-2. 看護学学士課程の入学試験とその改善	<ol style="list-style-type: none"> 3. 入学者選抜試験はアドミッション・ポリシーを反映した方法で実施している。 4. アドミッション・ポリシーと入学者選抜試験、それによる入学者の適性との関係を検証している。(推奨) 5. 検証結果を入学試験の改善につなげている。(推奨) 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 観点3について <ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜試験の募集要項等で、採用されている入学者選抜試験それぞれが、アドミッション・ポリシーで求めている能力、態度とどのように関連付くか明示されているか。 ・アドミッション・ポリシーに沿う多様な学生を評価できる選抜方法が用意されているか。 2) 観点4, 5についての取り組みの記述。1ページ。 <ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜試験は、アドミッション・ポリシーに見合う受け入れ学生の能力、態度を評価できているか、また実際に入学した学生はアドミッション・ポリシーで求める能力、態度を有しているかについて検証する仕組み(方法、体制)をもっているか。 ・検証を実施し、その結果にもとづき、入学者選抜試験方法の改善を行っているか。

Ⅲ. 一般財団法人 日本看護学教育評価機構について

1. 定款

一般財団法人日本看護学教育評価機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本看護学教育評価機構と称し、英文では、Japan Accreditation Board for Nursing Education (略称「J A B N E」)と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の大学における看護学教育の質を保証するために、看護学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実と向上を図ることを通して、国民の保健医療福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 看護学教育プログラムの評価事業
- (2) 看護学教育プログラムの評価基準の作成及び改訂
- (3) 看護学教育プログラムの充実・向上に関する支援事業
- (4) 看護学教育プログラムの充実・向上に関する調査研究
- (5) 看護学教育評価に関する広報活動
- (6) 関連諸団体との連携事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第5条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

- | | |
|-------|------------------|
| (設立者) | 一般社団法人日本看護系大学協議会 |
| (財産) | 現金 |
| (価額) | 3000万円 |

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定めるものとする。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類についてはその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならぬ。

第4章 評議員

(定数)

第13条 この法人に、評議員6名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係がある者が含まれてはならない。

- 4 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権 限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項の決議に参画する。

(任 期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えて再任はできない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、その退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第13条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 評議員の選任及び解任

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 理事及び監事の報酬の額

(4) 定款の変更

(5) 各事業年度の計算書類等の承認

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 残余財産の処分
 - (4) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (6) その他法令又はこの定款に定める事項

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、そ

の事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事のうち1名がこれに記名押印するものとする。

(評議員会の運営)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定めるものとする。

第6章 役員

(種類及び定数)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上13名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を法人法上の代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

3 代表理事以外の理事のうち、3名以内を法人法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第30条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事をもって、理事長とする。

4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えて再任することはできない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えて再任することはできない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事又は監事は、第29条第1項で定めた定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第34条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第35条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事及び監事に対して、その職務の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と
その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第37条 この法人は、理事、監事及び評議員の法人法第198条において準用される同第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(設置)

第38条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 第37条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に3ヶ月に1回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第32条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会の運営)

第48条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条第1項に規定する事業並びに第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(合併等)

第50条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第51条 この法人は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第52条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若

しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第53条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第9章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務所には、法令の定めるところにより、常に次の書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 事業報告書
 - (3) 事業報告の附属明細書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (7) 財産目録
 - (8) 事業計画書及び収支予算書等
 - (9) 監査報告書
 - (10) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (11) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (12) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (13) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (14) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第10章 会員

(会員)

第56条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める「会員規程」による。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(個人情報の保護)

第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第59条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補 則

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項はすべて法人法その他の法令に従う。

第13章 附 則

(設立時評議員)

第61条 この法人の設立時評議員は、第14条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

設立時評議員 南裕子
設立時評議員 正木治恵
設立時評議員 川本利恵子
設立時評議員 片田範子
設立時評議員 上泉和子
設立時評議員 大島弓子
設立時評議員 堀内成子

(設立時役員)

第62条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、第30条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

設立時理事 高田早苗
設立時理事 菱沼典子
設立時理事 秋元典子
設立時理事 井上智子
設立時理事 北川真理子
設立時理事 武田利明
設立時理事 尾形由起子
設立時理事 大日向輝美
設立時理事 原祥子

設立時理事 岸田佐智
設立時代表理事 高田早苗
設立時監事 石垣和子
設立時監事 鈴木志津枝

(最初の事業計画等)

第63条 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第64条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第65条 この法人の設立者の氏名及び住所は次のとおりである。

住 所 東京都千代田区内神田二丁目11番5号大澤ビル6階
設立者 一般社団法人日本看護系大学協議会

2. 会員規程（案）・入会申請書

一般財団法人 日本看護学教育評価機構 会員規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人日本看護学教育評価機構定款第56条第2項に基づいて定める。

（会員の種類）

第2条 この法人の会員は次の2種とする。

- （1）正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した看護系大学。
- （2）賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した看護者の育成を支援する団体。

（資格）

第3条 正会員は、この法人の事業を支える看護系大学であって、所定の入会申請を行い、理事会においてその入会が承認されなければならない。

2 賛助会員は、この法人の事業を賛助する看護者の育成を支援する団体であって、所定の入会申請を行い、理事会においてその入会が承認されなければならない。

（入会手続き）

第4条 入会を希望する者は、入会申請書に必要事項を記載し、提出しなければならない。

- 2 受理した入会申請書はこの法人で保管するものとする。
- 3 入会が承認された会員には、理事長名で会員承諾書（発刊番号付）を発行する。

（退会）

第5条 正会員または賛助会員がこの法人から任意に退会しようとするときは、退会を希望する3か月前までに、この法人の理事長宛に退会届を提出しなければならない。

（会費）

第6条 正会員および賛助会員は、それぞれ会費を期日までに納入しなければならない。

- 2 会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる1年とする。
- 3 正会員の会費は、年間10万円とする。
- 4 賛助会員の会費は、一口30万円、一口以上とする。
- 5 納入済みの会費は、特段の理由がない限り変換しない。

（変更）

第7条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

1. この規程は、2018年11月5日から施行する。

一般財団法人 日本看護学教育評価機構 正会員 入会申請書

本学は、一般財団法人日本看護学教育評価機構の趣旨に賛同いたしましたので、下記のとおり入会を申し込みます。

申込年月日： _____

記

1. 申し込み機関、団体名（大学・学部・学科名、大学院・研究科・専攻名）

名称： _____

英語名称： _____

JANPU 会員校の場合

会員コード（4ケタ）： _____

2. 代表者名と役職名/職位（例：学部長／教授）

ふりがな

代表者名： _____ ⑩、役職名/職位： _____

3. 所在地及び連絡先

〒 _____

TEL： _____ FAX： _____

4. 事務担当者（メーリングリスト登録アドレス、電話/FAX 番号）

複数のアドレスをご希望の場合は、全てアドレスをご記入ください。

（1）メーリングリスト登録アドレス

E-mail： _____

E-mail： _____

（2）事務担当者の電話番号、FAX 番号、E-mail

所属部署名： _____、 職位： _____

氏名： _____

TEL： _____、 FAX： _____

E-mail： _____

上記3の所在地と違う場合はその住所： _____

一般財団法人 日本看護学教育評価機構 賛助会員 入会申請書

本学は、一般財団法人日本看護学教育評価機構の趣旨に賛同いたしましたので、下記のとおり入会を申し込みます。

申込年月日： _____

記

1. 申し込み機関、団体名

名称： _____

英語名称： _____

2. 代表者名と役職名/職位

ふりがな

代表者名： _____ ⑩、役職名/職位： _____

3. 所在地及び連絡先

〒 _____

TEL： _____ FAX： _____

4. 事務担当者（メーリングリスト登録アドレス、電話/FAX 番号）

複数のアドレスをご希望の場合は、全てアドレスをご記入ください。

（1）メーリングリスト登録アドレス

E-mail： _____

E-mail： _____

（2）事務担当者の電話番号、FAX 番号、E-mail

所属部署名： _____、 職位： _____

氏名： _____

TEL： _____、 FAX： _____

E-mail： _____

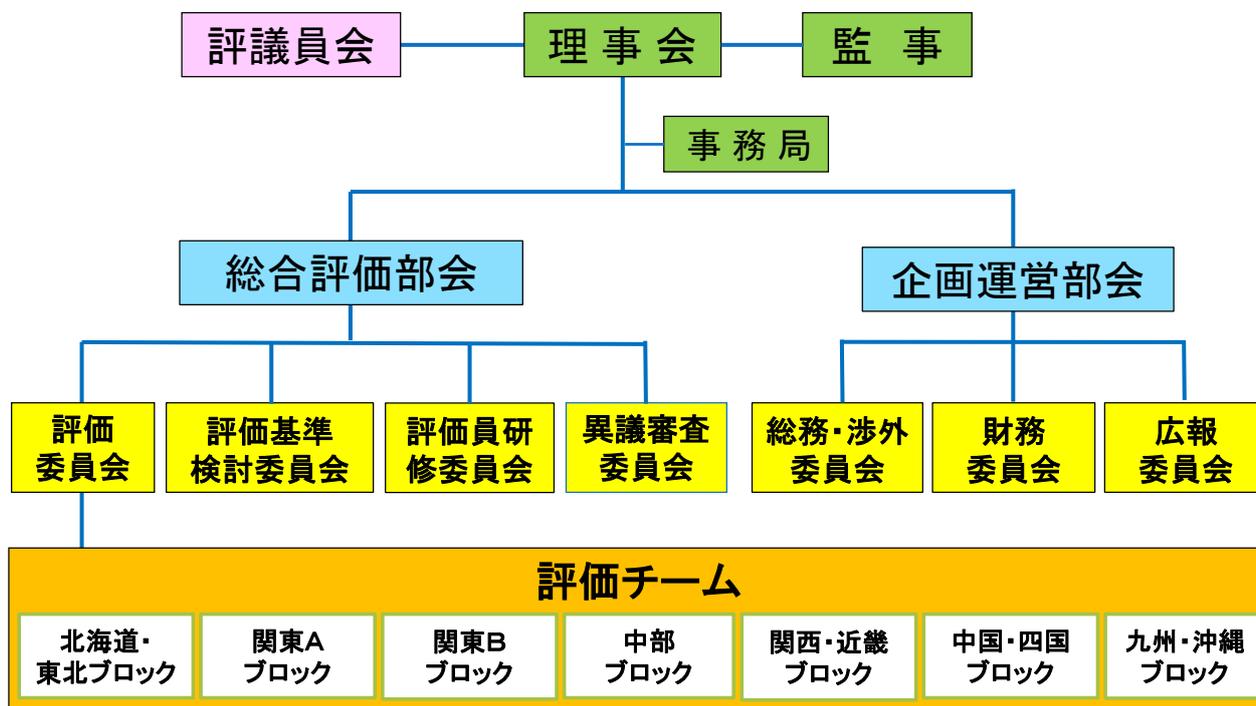
上記3の所在地と違う場合はその住所： _____

3. 評議員・役員一覧

代表理事	高田早苗	日本赤十字看護大学	関東ブロック
理事 (ブロック順)	大日向輝美 武田利明 井上智子 北川真理子 菱沼典子 秋元典子 原祥子 岸田佐智 尾形由起子	札幌医科大学 岩手県立大学 国立看護大学校 人間環境大学大学院 三重県立看護大学 甲南女子大学 島根大学 徳島大学 福岡県立大学	北海道ブロック 東北ブロック 関東ブロック 中部ブロック 関西・近畿ブロック 関西・近畿ブロック 中国・四国ブロック 中国・四国ブロック 九州・沖縄ブロック
監事	石垣和子 鈴木志津枝	石川県立看護大学 神戸市看護大学	
評議員 (五十音順)	大島弓子 片田範子 上泉和子 川本利恵子 堀内成子 正木治恵 南裕子	豊橋創造大学 関西医科大学 青森県立保健大学 日本看護協会 聖路加国際大学 千葉大学 高知県立大学	日本私立看護系大学協会会長 日本看護系学会協議会会長 日本看護系大学協議会代表理事 日本看護協会常任理事 日本助産評価機構理事長 有識者 有識者

4. 組織図

一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、機構という）の組織は、下記に示す通りである。



評価チームはブロック毎に設ける

- 1) **評議員会**：評議員会は、すべての評議員で組織され、定款第18条第2項に規定する事項について決議する。評議員会はその決議により、評議員、理事及び監事の選任・解任、定款の変更、事業の全部または一部の譲渡、残余財産の処分、基本財産の処分または除外の承認などの重要な事項を決定する。
- 2) **理事会**：理事会は、すべての理事で組織され、定款39条に規定する職務を遂行する。理事会は、評議員会の日時・場所・開催目的である事項の決定、規則の制定・変更および廃止、機構の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、代表理事及び業務執行理事の選定または解職を行う。
- 3) **監事**：監事は、定款第32条に規定する職務を行う。監事は、理事会に出席して必要があるときは意見を述べる、また、理事の職務執行の状況と各事業年度の決算書および事業報告書を監査して監査報告を作成する。
- 4) **事務局**：事務局は、定款第54条に基づいて設置され、事務局長及び所要の複数の職員で組織され、この法人の事業全般の事務を処理する。
- 5) **総合評価部会**：総合評価部会は、分野別評価事業に関する専門部会として、評価報告書の確定、評価基準や分野別評価実施要綱の策定および改訂、評価結果に対する異議の採否の決定、評価事業基本原則の改正案の作成など、評価事業を総括する組織。総合評価部会の下に、実際に評価事業を実施する組織として評価委員会、評価基準検討委員会、評価員研修委員会、異議審査委員会を置く。総合評価部会はこれらの委員会の委員を選任し、活動を総理する。

- 6) **評価委員会**：評価委員会は、分野別評価事業およびその付帯業務に関する具体的な事項を決定し、評価実施員を選任し、評価チームを編成して分野別評価を実施し、評価報告書を作成する。
- 7) **評価基準検討委員会**：評価基準検討委員会は、分野別評価事業およびその付帯業務を遂行するための評価基準、評価実施要綱、評価手続等の原案を作成し、総合評価部会に答申する。
- 8) **評価員研修委員会**：評価者研修委員会は、評価者の育成を目的とした研修を企画し、実施する。
- 9) **異議審査委員会**：異議審査委員会は、評価報告書に対する受審校からの異議について、それが正当な理由があるものか否かを審査し、審査結果を総合評価部会に報告する。
- 10) **企画運営部会**：企画運営部会は、機構の管理・運営を総括し、運営に関する諸事項を担当する専門部会である。企画運営部会は、機構運営の企画・立案、会員・財務・広報に関すること外部機関との折衝および連携に関することなどの業務を行う。企画運営部会の下に、総務・渉外委員会、財務委員会、広報委員会を置く。企画運営部会は、これらの委員会の委員を選任する。
- 11) **総務・渉外委員会**：総務・渉外委員会は、機構の運営管理に関する総務および外部の関係諸機関・団体等との折衝や連携・協働のあり方を検討し、実施する。
- 12) **財務委員会**：財務委員会は、分野別評価事業の収支管理や必要な資金の調達と運用、この法人の資産、負債、損益等の管理を行う。
- 13) **広報委員会**：機構の広報活動に関する諸事項を担当し、分野別評価事業の推進・拡大をはかる。

看護学教育評価システム

平成 30 年 10 月 発行

編集・発行 一般財団法人 日本看護学教育評価機構
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-5
大澤ビル 7 階
TEL : 03-3526-2436
FAX : 03-3526-2437
E-mail : office@jabne.or.jp